河川法関係

河川事業関係例規集

平成23年度版

(平成23年7月1日現在)

公益社団法人 日本河川協会 発行

資料-1

四　工事費用の分担

(一)　道路関係

一　河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について

（昭和四十三年八月一日　建設省都市局長・建設省河川局長・建設省道路局長通達　建設省都市局長・建設省河川局長・建設省道路局長通達　建設省都市局長・建設省河川局長・建設省道路局長通達）

標記について、今後下記により取り扱うこととしたので、その取扱いについて遺憾のないようにされたい。

記

1　相互に関連する河川工事及び道路工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の改築に要する費用については、次に定めるところによるものとする。

(1)　橋梁が質的に改良される場合においては、橋梁の改築に要する費用は河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を負担する。ただし、橋梁の拡巾のため必要となる費用は、道路管理者が負担する。

(2)　橋梁が質的に改良されない場合においては、橋梁の改築に要する費用は、河川管理者が負担する。ただし橋梁の拡巾のため必要となる費用については、道路管理者が負担する。

(3)　(1)の場合において、取付道路の改築に要する費用は河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を負担し、(2)の場合において、取付道路の改築に要する費用は、河川管理者が負担する。ただし、取付道路の拡巾のため必要となる費用は、道路管理者が負担する。

2　河川工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の改築に要する費用は、1に定める場合を除き、河川管理者が負担するものとする。

3　道路工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の新設又は改築に要する費用については、1に定める場合を除き、次に定めるところによるものとする。

(1)　橋梁及び取付道路の新設又は改築は、当該河川の改修計画に合わせて行なうものとし、これに要する費用は、道路管理者が負担する。

(2)　橋梁及び取付道路の新設又は改築が当該河川の改修計画の実施に先行して暫定的に行なわれた場合においては、後に当該改修計画が実施されることにより必要となる当該橋梁及び取付道路の改築に要する費用は、道路管理者が負担する。ただし、当該改修計画が著しく変更されて実施される場合には、当該橋梁及び取付道路の改築に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれの二分の一を負担する。

4　新たに開削される河川が既存の道路を横過するために必要となる橋梁及び取付道路の新設に要する費用又は既存の河川について不要となる橋梁の撤去、河川の埋戻し等に要する費用については、次に定めるところによるものとする。

(1)　橋梁及び取付道路の新設に要する費用は、(2)に定める場合を除き、河川管理者が負担する。ただし、既存の道路より橋梁を拡巾するため必要となる費用については、その費用のうち、道路の一連の工事として実施される幅員の範囲内に係るものは、河川管理者及び道路管理者がそれぞれの二分の一を負担し、それ以外に係るものは、道路管理者が負担する。

(2)　新設される橋梁と既存の河川の橋梁が道路の同一路線上にある場合において、橋梁の新設により既存の河川の橋梁が不要となり、かつ新設される橋梁が不要となる橋梁に比べ質的に改良されるときは、橋梁及び取付道路の新設に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれの二分の一を負担し、既存の河川において不要となる橋梁の撤去、河川の埋戻し等に要する費用は、河川管理者が負担する。ただし、新設される橋梁と不要となる橋梁との前後道路の幅員が著しく異なるときは、河川管理者及び道路管理者が協議して費用の負担区分を定める。

5　相互に関連する河川工事及び道路の新設工事に必要となる新たに開削される河川に係る橋梁及び取付道路の新設に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれの二分の一を負担するものとする。

6　この通達の適用前に架設されている橋梁が地盤沈下により低下している場合において、河川工事により必要となる橋梁及び取付道路の嵩上に要する費用は、1又は2の定めにかかわらず、河川管理者及び道路管理者がそれぞれの二分の一を負担するものとする。

7　この通達の適用後に架設された橋梁及び取付道路が地盤沈下により嵩上の必要を生じた場合においては、その嵩上に要する費用は、道路管理者が負担するものとする。ただし、架設後における河川の改修計画の変更により橋梁及び取付道路の嵩上の必要を生じ、当該嵩上を地盤沈下により必要となる嵩上と同時に行なう場合においては、すべての嵩上に要する費用は河川管理者及び道路管理者がそれぞれの二分の一を負担するものとする。

8　この通達は、河川工事については直轄河川改修事業、中小河川改修事業、小規模河川改修事業、高潮対策事業、災害関連事業又

は災害助成事業に係る河川工事に、道路工事については高速自動車国道、一般国道（特殊改良三種事業の対象となつたものを除く。）又は国庫補助事業若しくは有料道路事業の対象となつた都道府県若しくは地方自治法第二五二条の一九による指定都市の市道に係る道路工事について適用するものとする。

9　この通達に定めのない事項、この通達の適用に関し疑義を生じた事項又はこの通達により難い事情のあるものについては、関係者が協議のうえ定めるものとする。

二　河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について（建設省都市局長、河川局長、道路局長通達）についての解説　（昭和四十三年八月　建設省都市局、河川局、道路局）

I　定義等

1　本通達及び本解説における用語の定義は次のとおりとする。

(1)「橋梁の新設」とは、撤去の対象となる橋梁のない場合の橋梁の新築をいう。

(2)「橋梁の改築」とは、撤去の対象となる橋梁のある場合の橋梁の新築又は既設橋梁の拡巾、継足、嵩上をいう。

(3)「橋梁の質的改良」とは、木橋の永久橋化、新設荷重の増大、支間の拡大等をいう。

2　河川管理者及び道路管理者の費用負担の制振は、原則として巾員比又は面積比により積算し、架空設計による積算は行なわない。

3　橋梁の改築に要する費用には、本工事費のほか、準備工、腹岸工、旧橋撤去、附帯設備等の工事費及び調査設計委託費等の間接費を含む。

4　取付道路の改築に要する費用には、本工事費のほか、用地及び補償費、準備工、水防用道路の補償工事、附帯設備等の工事費及び調査設計委託費等の間接費を含む。

II　運用解説

1　相互に関連する河川工事及び道路工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の改築に要する費用については、次に定めるところによるものとする。

(1)　橋梁が質的に改良される場合においては、橋梁の改築に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を負担する。ただし、橋梁の拡巾のため必要となる費用は、道路管理者が負担する。

(2)　橋梁が質的に改良されない場合においては、橋梁の改築に要する費用は、河川管理者が負担する。ただし、橋梁の拡巾のため必要となる費用は、道路管理者が負担する。

(3)　(1)の場合において取付道路の改築に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を負担し、(2)の場合において取付道路の改築に要する費用は、河川管理者が負担する。ただし、取付道路の拡巾のため必要となる費用は、道路管理者が負担する。

（解　説）

1―1　本項から3項までは、既存の河川に係る費用負担を規定したものである。

1―2　本項がこの通達の骨子であり、改築される橋梁が質的に改良される場合には、河川管理者及び道路管理者は、事前に十分な協議を行なつて双方の事業の円滑な実施を図るものとする。

1―3「相互に関連して」とは、原則として向う五ヵ年以内にそれぞれ改修又は改築が行なわれる場合をいう。

1―4　橋梁の拡巾によつて必要となる費用は、河川の引堤分についても道路管理者が負担する。

1―5　既設橋梁が河川の改修計画に合つていない場合又は当該河川の基準支間長未満の場合において、当該橋梁の巾員をこの通達の適用後に、暫定的に拡大した場合（主として歩道部の暫定的減加をいう。）は、将来橋梁を改築する際においては、本項ただし書を適用し、この巾員増分は道路管理者が負担する。

1―6　被災して災害採択された橋梁が河川の改修計画に基づく河川工事と合併して継足嵩上を行なう場合において、新たに架設される橋梁が被災前の橋梁より質的に改良されるときは、新たに架設される橋梁及び取付道路に要する費用から災害復旧費を控除した費用を、両者が折半負担し、質的に改良されないときは、河川管理者が負担する。ただし、橋梁の拡巾のため必要となる費用は、道路管理者が負担する。

1―7　橋梁の質的改良については、「定義等」に示したとおりであるが、このうち「支間の拡大」については次に掲げるところによる。

(1)　現橋が河川の基準支間長未満であり、改築される橋梁が基準支間長以上となる場合には、質的改良である。

(2)　現橋が河川の基準支間長以上である場合には、改築される橋梁の支間が、現橋の支間より拡大されても質的改良ではない。

(3)　現橋が河川の基準支間長未満であるが、暫定的に現橋の継足のみを行なつた場合において、継足区間の支間長

河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について（建設省都市局長、河川局長、道路局長通達）についての解説

が河川の基準支間長以上のときは、質的改良である。

1—8　参考図（橋梁）

図における白地部分は河川管理者負担、斜線部分は道路管理者負担（以下同じ。）である。

(1)　橋梁が質的に改良される場合

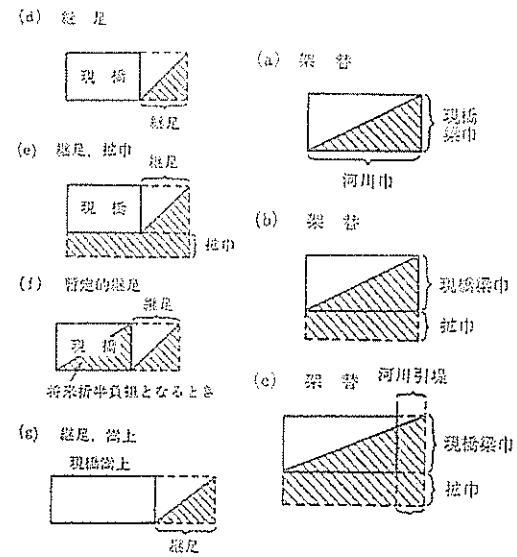

(2)　橋梁が質的に改良されない場合

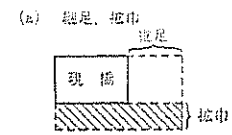

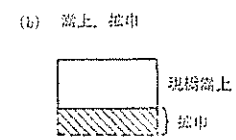

(3)　災害と合併する場合

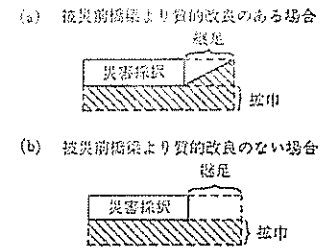

1—9　本項(1)により必要となる取付道路の改築に要する費用は、橋梁巾員変更の有無にかかわらず、取付道路の拡巾がなければ両者折半して負担し、取付道路の拡巾のため必要となる費用は、道路管理者が負担する。

1—10　取付道路の改築に要する費用のうち、折半負担の対象には取付道路の著しい質的改良（縦断勾配の著しい改良、舗装化等）は含まないが、道路管理者の要請で著しい質的改良を行なう場合においても架空設計による積算は極力行なわないようにする。

縦断勾配の著しい改良がある場合の取付道路の延長範囲は、道路構造令に定められた勾配（特別は適用しない。）で現道へすりつくまでの範囲とする。

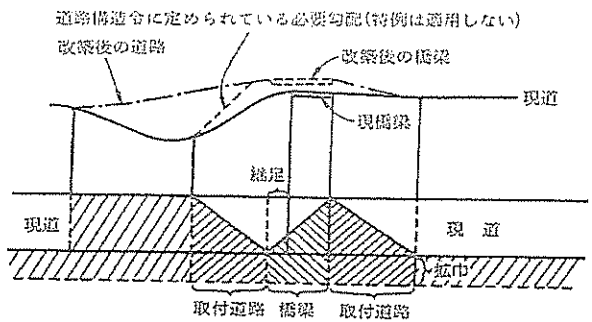

1—11　参考図（取付道路）

(1)　橋梁が質的に改良される場合

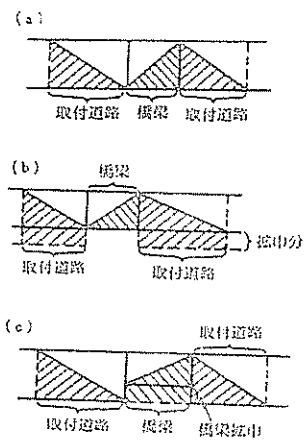

2　道路工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の改築に要する費用は、1に定める場合を除き、河川管理者が負担するものとする。

（解　説）

2―1　本項は、負担工事の原則を示したものであるが、「1に定める場合を除き」としたのは、橋梁が質的に改良される場合は、これを積極的に河川管理者及び道路管理者が相互に関連する工事としてとりあげる方針としたことによる。従って、本項の規定は、原則として橋梁が質的に改良されない場合に適用する。

2―2　参考図

3　道路工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の新設又は改築に要する費用については、1に定める場合を除き、次に定めるところによるものとする。

(1)　橋梁及び取付道路の新設又は改築は、当該河川の改修計画に合わせて行なうものとし、これに要する費用は、道路管理者が負担する。

(2)　橋梁及び取付道路の新設又は改築が、当該河川の改修計画の実施に先行して暫定的に行なわれた場合においては、後に当該改修計画が実施されることにより、必要となる当該橋梁及び取付道路の改築に要する費用は、道路管理者が負担する。ただし、当該改修計画が著しく変更されて実施される場合には、当該橋梁及び取付道路の新設又は改築に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を負担する。

（解　説）

3―1　本項は、改修済の河川又は河川の改修計画の実施に先行して橋梁を新設又は改築する場合の原則を示したものであるが、「1に定める場合を除き」としたのは、橋梁を改築する場合で、改築される橋梁が質的に改良される場合は、これを積極的に河川管理者及び道路管理者が相互に関連する工事としてとりあげる方針としたことによる。従って本項の規定は橋梁の新設の場合又は改築で質的な改良がない場合に適用する。

3―2　「河川の改修計画」とは、直轄河川にあっては工事実施基本計画、補助河川にあっては全体計画をいい、いずれも長期計画は対象としない。ただし、工事実施基本計画又は全体計画の改訂が明らかな場合には、当該改訂計画をいう。

なお、一級河川の指定区間及び二級河川で、全体計画の定まっていない河川については近傍類似河川の全体計画等を参考として、早急に当該地点における妥当な計画を策定し（「河川の改修計画」とみなす）、橋梁及び取付道路の新

(2)　橋梁が質的に改良されない場合

設又は改築に支障のないようにしなければならない。

3—3　本項において「これに要する費用」又は「改築に要する費用」には、橋梁の新設又は改築により必要を生じた限度の河川工事に要する費用を含む。ただし、河川の改修計画に護岸計画があり、架橋地点附近で改修工事により一連の護岸工事を施工している場合には、橋梁の新設又は改築に伴つて必要となる河川工事には、河川の護岸計画分は含まない。ここに「河川工事」とは、橋台、橋脚の設置に伴つて必要となる護岸工事、水防用道路の補償工事等をいう。

3—4　本項において、河川の改修計画に合せて橋梁を架設する場合、将来河川敷地となる道路区間の用地は、河川管理者が積極的に買収するよう努める。

3—5　本項(2)は、道路工事により必要を生じた橋梁の新設又は改築は、河川の改修計画に合せて完成橋梁を架設することが望ましいが、これによることが著しく困難な場合（例えば、引堤計画が相当長期間にわたつて実施されない場合で、河川の改修計画に合わせて完成橋梁を架設することが、道路側として著しく先行投資となるとき等）には、暫定的に架設することができるという規定である。この場合には、将来の河川工事によつて必要を生ずる橋梁の継足、嵩上及び取付道路の改築に要する費用は、道路管理者が負担する。

ただし、橋梁継足区間の掘削は河川管理者が行なう。

なお、暫定的に橋梁を架設した後に河川の改修計画が著しく変更されたため継足、嵩上の追加が必要になつた場合には、将来の河川工事によつて必要を生ずる橋梁の全区間にわたる継足、嵩上及び取付道路の改築に要する費用については、両者が折半して負担する。

3—6　暫定的に橋梁を架設したことを明確にするため、架設時点において次の措置を講じておくものとする。

イ、将来の継足に対しては、継足側の橋台をピアアバット型式にする。

ロ、将来の嵩上に対してはジャッキアップ可能な構造（例えば、ピアや桁に受台を設ける等）にする。

ハ、その他河川の全体計画書、橋梁台帳、橋梁の全体計画図、河川の占用許可書類等の必要書類を保存する。

3—7　河川管理者が橋梁を暫定的に架設することは、河川管理上著しく支障があると認めた場合（例えば、現在無堤地で取付道路等によつて上流に著しい影響を及ぼすおそれのある場合等）には、3—5にかかわらず、橋梁は河川の改修計画に合せて完成橋梁を架設するものとする。

3—8　参考図

(1)　完成橋梁を架設する場合

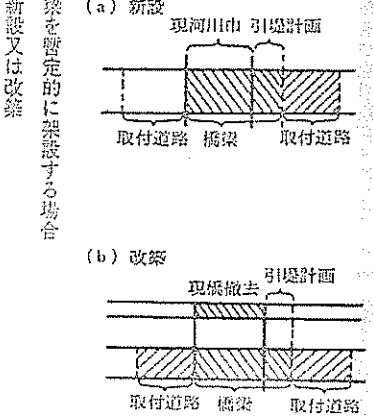

(2)　橋梁を暫定的に架設する場合

(a)　新設又は改築

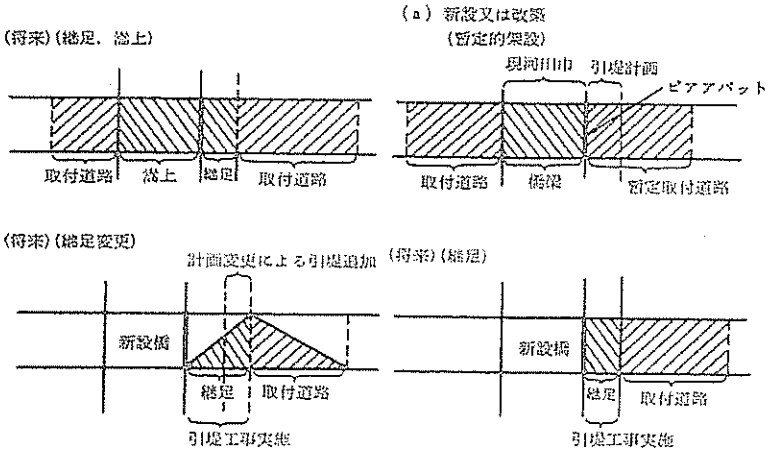

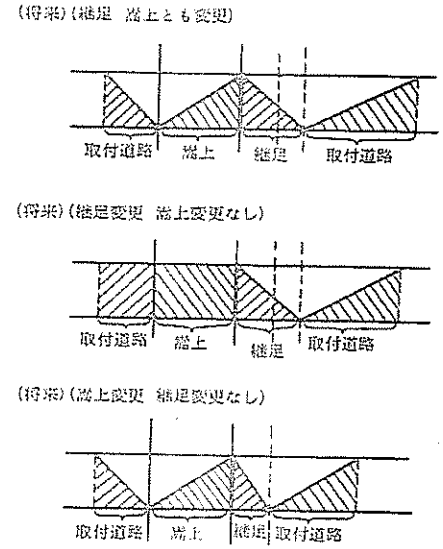

4　新たに開削される河川が既存の道路を横過するために必要となる橋梁及び取付道路の新設に要する費用又は既存の河川について不要となる橋梁の撤去、河川の埋戻し等に要する費用については、次に定めるところによるものとする。

(1)　橋梁及び取付道路の新設に要する費用は、(2)に定める場合を除き河川管理者が負担する。ただし、既存の道路より橋梁を拡巾するため必要となる費用については、その費用のうち、道路の一連の工事として実施される巾員の範囲内に係るものは、河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を負担し、それ以外に係るものは道路管理者が負担する。

(2)　新設される橋梁と既存の河川の橋梁が道路の同一路線上にある場合において、橋梁の新設により既存の河川の橋梁が不要となり、かつ新設される橋梁が不要となる橋梁に比べ質的に改良されるときは橋梁及び取付道路の新設に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を負担し、既存の河川において不要となる橋梁の撤去、河川の埋戻し等に要する費用は、河川管理者が負担する。ただし、新設される橋梁と不要となる橋梁との前後道路の巾員が著しく異なるときは、河川管理者が協議して費用の負担区分を定める。

（解　説）

4—1　本項及び5項は、放水路等新設される河川に係る費用負担を規定したものである。

4—2「新たに開削される河川」とは、放水路、捷水路等をいい、新設する橋梁の有効巾員は、現在道路の有効巾員を基準として定める。

4—3　架設する橋梁の橋格は、原則として一等橋とする。

4—4　既存の道路を統合して新たに橋梁を架設する場合には、河川管理者は、統合される道路の有効巾員の合計以内の費用を負担する。

4—5「道路の一連の工事」とは、橋梁の新設地点を含めた一連区間の道路事業に着手している場合をいう。従つて、単に橋梁及び取付道路を拡巾するために要する費用は、道路管理者が負担する。

4—6　参考図（(1)の定めの場合）

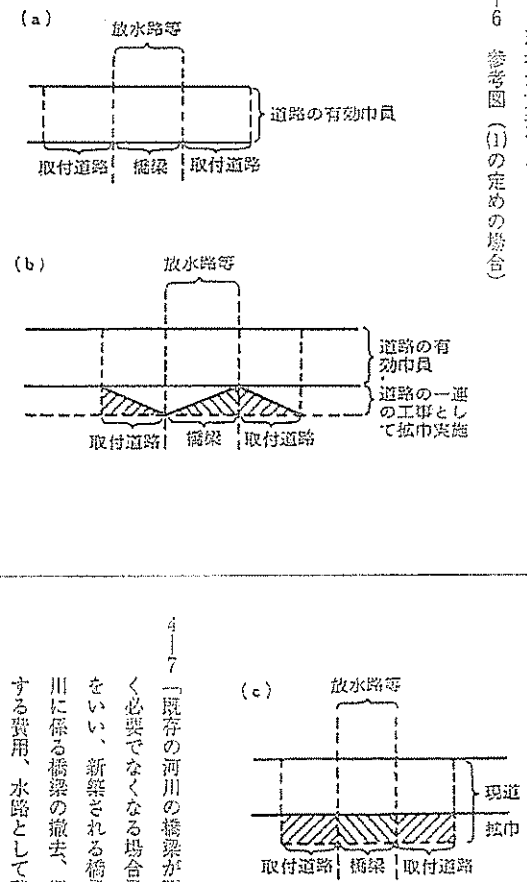

4—7「既存の河川の橋梁が不要となり」とは、既存の河川が全く必要でなくなる場合又は水路として残す必要のある場合をいい、新築される橋梁が折半負担となる場合には、現河川に係る橋梁の撤去、埋戻し、前後の道路と同程度に築造する費用、水路として残す必要のある場合の暗渠等の新設に要する費用等は、河川管理者が負担し、新築される橋梁が折半負担とならない場合には、現河川の橋梁に係る河川管理者の負担はないものとする。

4—8「当該橋梁と道路の同一路線上にある場合」とは、主として次図を想定したものである。

左図の場合は対象とならない。

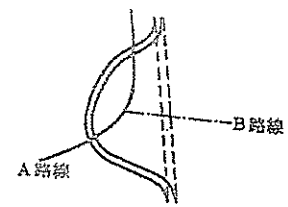

4—9　本項(2)の趣旨は、捷水路工事において、現河川沿いに改修工事を行なうと仮定した場合に、現河川に架設されている橋梁が質的に改良され折半負担の対象となる場合には、捷水路に新築される橋梁及び取付道路に要する費用は、両者折半して負担しようというものである。ただし、橋梁及び取付道路の拡巾に要する費用は、道路管理者が負担する。

4—10　参考図（(2)の定めの場合）

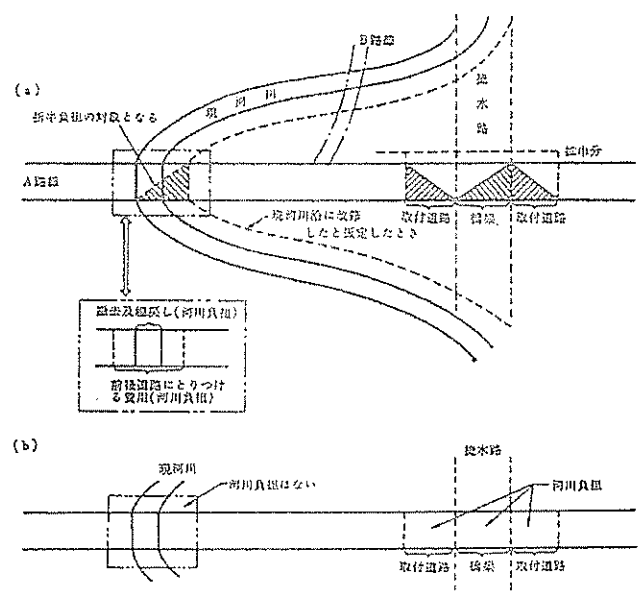

5　相互に関連する河川工事及び道路の新設工事により必要となる新たに開削される河川に係る橋梁及び取付道路の新設に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を、負担するものとする。

（解　説）

5—1　本項にいう「相互に関連して」とは、河川及び道路がそれぞれの計画により事業に着手又は都市計画事業決定している場合をいう。この場合においては河川及び道路のそれぞれの計画に合致した橋梁及び取付道路の新設に要するすべての費用について、両者が折半して負担する。

5—2　河川の放水路等の計画が確定する以前に、既に都市計画が確定していても将来河川となる区域に道路の事業決定がなされていない場合には、河川管理者は橋梁を架設する必要はない。

5—3　参考図

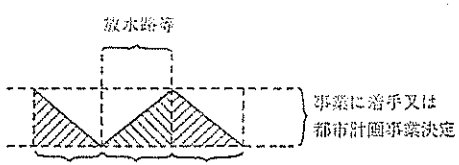

6　この通達の適用前に架設されている橋梁が地盤沈下により低下している場合において、河川工事により必要となる橋梁及び取付道路の嵩上に要する費用は、1又は2の定めにかかわらず、河川管理者及び道路管理者がそれぞれの二分の一を負担するものとする。

（解　説）

6—1　本項は、この通達の適用前に架設されている橋梁が地盤沈下により低下し、河川工事として嵩上の必要を生じた場合の費用負担を規定したものであり、1項及び2項の例外

規定である。

6—2　河川工事により必要となる橋梁の嵩上に要する費用は、第1項によれば河川管理者の負担であるが、嵩上する橋梁が地盤沈下により低下している場合に限り、嵩上に要するすべての費用について両者が折半して負担する。

地盤沈下による上げ越し高

河川の改修計画による嵩上高　両者折半負担とする。

当初架設高

現　状　高

6—3　参考図

(a) 嵩　上

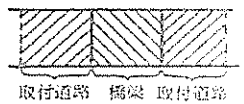

(b) 継足、嵩上

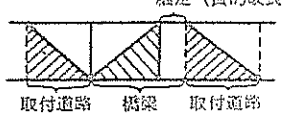

7　この通達の適用後に架設された橋梁及び取付道路が架設後における地盤沈下により嵩上の必要を生じた場合においては、その嵩上に要する費用は、道路管理者が負担するものとする。ただし、架設後における河川の改修計画の変更により橋梁及び取付道路の嵩上の必要が生じ、当該嵩上を地盤沈下により必要となる嵩上と同時に行なう場合においては、すべての嵩上に要する費用は、河川管理者及び道路管理者がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

（解　説）

7—1　本項は、この通達の適用後に架設された橋梁が地盤沈下により嵩上の必要を生じた場合の費用負担を規定したものである。

7—2　道路管理者は、地盤沈下が予想される場合には、新しく架設する橋梁については、あらかじめジャッキアップの装置を講ずるか、構造型式によつては適当量のあげこしを行なつておくものとする。

7—3　地盤沈下により低下した橋梁は、橋梁の桁下高が、河川の堤防余裕高の二分の一以下となつた場合又は桁下高が五〇センチメート以下となつた場合には、原則として嵩上を行なわなければならない。

7—4　橋梁架設後に河川の改修計画が変更し、地盤沈下による嵩上と合せて行なう必要を生じた場合には、それに要する費用は、6—2と同様、両者が折半して負担する。

7—5　参考図

(a) 嵩　上

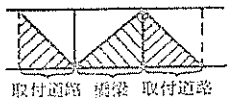

(b) 架設後の河川改修計画変更に嵩上を含めて嵩上

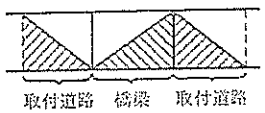

8　この通達は、河川工事については直轄河川改修事業、中小河川改修事業、小規模河川改修事業、高潮対策事業、災害関連事業又は災害助成事業に係る河川工事に、道路工事については高速自動車国道、一般国道（特殊改良三種事業の対象となつたものを除く。）又は国庫補助事業若くは有料道路事業の対象となつた都道府県若くは地方自治法第二五二条の十九による指定都市の市道に係る道路工事に適用するものとする。

（解　説）

8—1　この通達は、河川工事については、局部改良事業、災害復旧事業、都道府県単独事業に係る河川工事に、道路工事については特殊改良三種事業、市町村道事業（指定市及び有料道路事業を除く。）都道府県単独事業に係る道路工事には適用しないが、これらの工事においても努めてこの通達を準用するようにする。

9　この通達に定めのない事項、この通達の実施に関し疑義を生じた事項又はこの通達により難い事情のあるものについては、関係者が協議のうえ定めるものとする。

（附　則）

この通達は、昭和四十三年八月一日から適用する。ただし、この通達の適用前に既に河川管理者及び道路管理者が協議して定めたものについては、この限りでない。

三　河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について

平成六年七月十八日　建設省都街発第二五号、建設省河砂発第五八号、建設省河防発第三九号、建設省河治発第七八号、建設省道企発第二三号、建設省道国発第一二号、建設省道地発第一七号、建設省道高発第三号

各地方建設局河川部長あて　建設省都市局街路課長、建設省河川局治水課長、建設省河川局砂防部砂防課長、建設省河川局河川総合開発課長、建設省河川局都市河川室長、建設省河川局防災課長、建設省道路局有料道路課長、建設省道路局国道第一課長、建設省道路局国道第二課長、建設省道路局地方道課長、建設省道路局市町村道課長通達

平成六年七月十八日　建設省都街発第二五号、建設省河砂発第五八号、建設省河防発第三九号、建設省河治発第七八号、建設省道企発第二三号、建設省道国発第一二号、建設省道地発第一七号、建設省道高発第三号

各都道府県土木担当部長あて　建設省都市局街路課長、建設省河川局治水課長、建設省河川局砂防部砂防

記

1　「河川工事に附帯する市町村道橋梁の費用負担について（案）」（昭和五十年七月一日）の特例費用負担を適用する場合には、本文二の表中の「二等橋に改築する場合」を「A活荷重を適用して改築する場合」に、「一等橋に改築する場合」を「B活荷重を適用して改築する場合」に読み替えて適用することとする。

2　「暫定荷重を適用する橋梁の架け替えの取り扱いについて」（平成五年十月十二日付け事務連絡）は廃止する。

五　河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について（補足説明）

平成六年七月十八日　事務連絡
北海道開発局河川計画課課長補佐、各地方建設局河川計画課長、各都道府県河川（砂防）担当課長あて　河川局治水課課長補佐、都市河川室課長補佐、所長課課長補佐、砂防部砂防課課長補佐

標記については、平成六年七月十八日付け建設省都街発第二十五号、建設省河治発第五十八号、建設省河都発第十七号、建設省河防発第七十八号、建設省河砂発第三十九号、建設省道有発第三十二号、建設省道高発第三号、建設省道一発第十二号、建設省道二発第八号、建設省道地発第十七号、建設省道市発第二号、関係課長、室長通名の通達（以下「通達」という。）及び同日付け関係課長補佐連名の事務連絡により、道路橋示方書の改訂後の活荷重を適用した場合の取り扱いを通知したところであるが、通達の趣旨を下記のとおり補足するので、留意のうえ適切に対処されたい。

記

1　通達の1.は、道路橋示方書改訂後の活荷重（B活荷重及びA活荷重）を適用して橋梁の架替を行う場合に、三局長通達でいう質的改良にあたるかどうかの、費用負担の考え方の原則を示したもので、B活荷重を適用する場合には質的改良にあたるものとし、A活荷重を適用する場合には質的改良にあたらないものとして取り扱うものとした。ただし、TT―43の荷重及び暫定荷重を適用した橋梁については、これらの活荷重がB活荷重と同等のレベルであることから、これらの橋梁をB活荷重を適用して架け替える場合にも質的改良にあたらないとして取り扱うこととしたものである。

また、市町村道については、市町村の財政負担にも配慮し、政令市以外の市町村道において一等橋をB活荷重を適用して架け替える場合にも質的改良にあたらないものとして取り扱うこととしたものである。

したがって、費用負担に関する他の規定については引き続き三局長通達によることとし、改築される橋梁が設計荷重の増大以外で質的に改良される場合には、従前どおりこれを積極的に河川管理者及び道路管理者が相互に関連する工事としてとり上げ、費用負担を行っていく趣旨に変更はない。

2　通達の2.は、改訂後の活荷重を適用して架け替える場合の費用負担の考え方における特例を示したものである。一等橋をB活荷重を適用して架け替える場合には、通達の1.により、ただし書き以下の場合を除き質的改良にあたるものとして取り扱うこととしているが、このうち、本橋の永久橋化、支間の拡大等、設計荷重の増大以外の質的改良の要因がない場合において、道路の改築計画がない場合には、B活荷重を適用して、河川管理者の負担により架け替えることも、例外的にやむを得ないものとしたものである。

なお、橋梁の拡幅を伴う架け替えについては、道路の改築計画があるものとして、道路管理者に費用負担を求めるものである。

3　通達の3.は、設計荷重の増大に対応するために補修等を行った橋梁を架け替える場合の費用負担の考え方を示したものである。既存の橋梁を対象として設計荷重の増大に対応するために行う補修等は応急対策であると考えられるため、補修等を行った橋梁を架け替える場合の費用負担については、補修等を勘案せず、補修等の実施前の状況にあるものとして、当該橋梁の当初架設時の活荷重を用いて1.及び2.を適用するものとしたものである。

4　通達の4.は、河川管理施設等構造令の基準を著しく満足せず、治水上緊急に架け替えが必要な既存の橋梁については、設計荷重の増大に対応するために道路管理者が補修等を実施することを妨げるものではないが、補修等を実施したことを理由に、架け替えに遅延が生じることのないよう、従来どおり河川管理者と道路管理者が相互に調整を図りつつ、積極的に架け替えを行っていくことを確認したものである。

六　河川工事に附帯する市町村道橋梁の費用負担について（案）

（昭和五十年七月一日
河川局治水課・道路局総方道課）

1　相互に関連する河川工事及び道路工事により必要となる橋梁及び取付道路（以下「橋梁等」という。）の改築に要する費用の負担については、原則として、昭和四十三年八月一日付け都街発第三十一号、河治発第八十七号、道総発第二百四十号による都市局長、河川局長、道路局長通達「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」（以下「通達」という。）によるものとする。

2　河川工事に起因して必要となる橋梁等の改築工事で、道路に改築計画がない場合等の事情により、通達を適用することが困難な場合においては、その改築に要する費用の負担は、次に示す方式（以下「特例費用負担」という。）によることができるものとする。

3　特例費用負担の適用の前提条件は、下記事項によるものとする。

(1)　河川管理施設等構造令（案）及び道路構造令に適合する橋梁等に、改築する場合。

(2)　橋梁の継足又は改築に併せて、橋梁又は取付道路の拡幅を必要とする場合は、拡幅相当分は、道路管理者負担とする。

(3)　現橋梁及び取付道路の幅員は次のとおり取扱う。

(イ)　現橋の幅員が一定でない橋梁

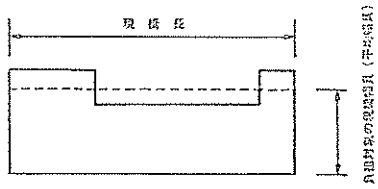

市町村道橋梁等の特例費用負担方式

橋梁区分	2等橋に改築する場合	1等橋に改築する場合	現橋が架設時の河川幅の全幅にわたつて架設されていない場合
現橋が木橋（上部下部とも木構造）の場合	現橋長　継足　取付道路	現橋長　継足　取付道路	左欄各ケースに下記の負担方式を加える 現橋架設時の河川幅 現橋長　未架橋部 それぞれの橋架区分による費用負担
現橋の下部が木構造で上部が半永久構造の場合			
現橋の下部（又は上部）が木構造で上部（又は下部）が永久構造の場合			
現橋の下部が永久構造で上部が半永久構造の場合			
現橋が永久橋〔（2等橋以下を含む）上部・下部とも永久構造〕の場合	（現橋が1等橋で1等橋に改築する場合はこれによる）		
潜水橋（現橋の橋面が架設時における河川の河岸又は堤防より低い橋梁の場合）			

注）分数は道路管理者の負担割合を示す。

(ロ)　橋梁幅員と前後の道路幅員が一定でない橋梁

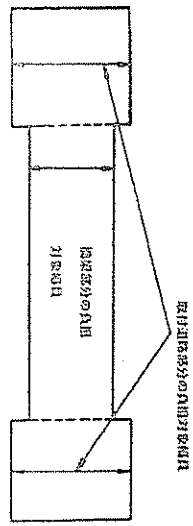

(4)　2橋以上の橋梁を統合する場合は、特例費用負担により算出した各橋梁別の河川管理者負担の割合に相当する幅員を合計した幅員を限度として河川管理者負担とし、継足相当分についても現橋のそれぞれの幅員を合計した幅員を限度として河川管理者負担とする。また、取付道路については新設橋梁の幅員を限度として、現取付道路のそれぞれの幅員を合計した幅員を、河川管理者負担とする。

(5)　道路の路線選定上の理由から、架設位置を変更すること等により橋長が増大する場合は、その増大相当分の道路管理者負担は、通達によるものとする。

(6)　現橋の災害復旧事業に併せて橋梁を改築することとなる場合は、改築に要する費用から災害復旧費を控除したものについて、特例費用負担の割合で河川、道路管理者がそれぞれ負担するものとする。この場合、現橋区分の適用は、被災前の橋梁の状況によるものとする。

4　特例費用負担は、河川工事については河川局治水課所管の河川工事のうち都市小河川及び準用河川以外のもの。また、道路工事については道路局地方道課所管の市町村道に係る道路工事のうち地方自治法第二百五十二条の十九による指定市以外の市町村道に係るもの及び過疎地域対策緊急措置法、豪雪地帯対策特別措置法及び山村振興法に基づく都道府県代行によるもの以外のものに適用することができる。

5　特別の事情があつて、この取扱いにより難いときは、河川管理者及び道路管理者が協議のうえ別の負担方法によることができるものとする。

6　この取扱いは、昭和五十一年度以降に着手する工事に適用するものとする。

七　河川工事に附帯する市町村道橋梁等の費用負担について（案）の解説

1　本文2について

(1)　「道路に改築計画がない場合等の……特例費用負担によることができる」とあるのは、道路に改築計画がなく、又は改築計画があつても施行時期が合致しないため、市町村の財政負担能力から、橋梁等の改築の予算措置を求めることが困難である等の場合で、通達を適用することが著しく不適当な場合に、この特例費用負担が適用されるという趣旨である。

(2)　橋梁幅員の拡幅を伴わず、かつ、橋梁区分の格上げがない永久橋の場合を除き、当該橋梁を含む路線の当該橋梁の両側で道路工事が行われている場合は、時期が合致しないとは見なさないで、通達によるものとする。

2　本文3について

(1)　「河川管理施設等構造令（案）及び道路構造令に適合する橋梁等に改築する場合」とあるのは、道路に改築の計画がなく、又は改築計画はあるが、施行時期が合致しないというような場合であつても、橋梁が質的に改良される場合にあつては、河川工事に起因して必要となる橋梁等の改築に併せて、橋梁整備を道路の国庫補助事業として積極的に採択する方針を示したものであり、橋梁等の改築が道路の国庫補助事業であつても、本文1に該当するものでなければ、当然この特例費用負担によることができる。

(2)　災害復旧事業費以外は、幅員比で費用負担することとし、原則として架空設計による費用負担は行わない。

(3)　「現橋が永久橋（2等橋以下を含む。）」には、荷重制度（例えば四トン）を設けた永久橋も含まれる。

(4)　支間の拡大は、質的改良とは見なさない。

(5)　「下部工の永久構造物」には、石積橋台、軀体が永久構造の橋脚を含む。ただし、2径間以上で、中間橋脚が木造の場合は、石積橋台は永久構造物と見なさない。

(6)　「上部工の永久構造物」には、石造、主桁に簡易鋼桁を使用したものを含む。
ただし、主桁が永久構造物で床板が木造の場合は、上部工は半永久構造物と見なす。

(7)　吊橋については、床板が永久構造で2等橋以下の場合は「現橋が永久橋（2等橋以下を含む。）」と見なす。また、床板が木造の場合は、下部工は永久構造物、上部工は半永久構造物と見なす。ただし、タワーが木造の場合は、上部構造の如何にかかわらず木橋とする。その他吊橋について構造判定のむづかしい場合は、別途協議して定めるものとする。

(8)　取付道路に関係のない護岸工は、下部工に含める。

(9)　平均幅員の算定は、橋面積（地覆を含まない。）あるいは、取付道路面積で行う。また、橋梁部の費用負担は現在の橋梁の平均幅員で、取付部の費用負担は、現在の取付道路の平均幅員で算定する。

(10)　潜水橋は、その構造を問わず「現橋の橋面が架設時における

河川の河岸又は堤防より低い橋梁の場合」を適用する。（参考図―1参照）

(11) 現橋梁設後引堤されて現在に至っている場合は、その引堤部を継足部と見なす。その場合も「現橋長」部分はそれぞれの「橋梁区分」の費用負担割合によるものとする。（参考図―2参照）

(12) 災害復旧事業と合併して実施する場合については、別記―1の算定式による。

(13) 2橋以上の橋梁を統合する場合については、別記―2の算定式による。

(14) 「道路の路線選定上の理由」には、次の場合は該当しない。

㋑ 現橋を仮橋として利用することにより、新設橋長が現橋より長くなっても、新たに仮橋を架設し架替えするよりも事業費の節減あるいは事業の遂行上有利である場合。

㋺ 河川計画上の理由から、架設位置を変更するため橋長が増大する場合（その増大相当分は継足部とみなす）

(15) 取付道路の協定範囲については、現状の機能を低下させることなく、現道へすりつくために必要な区間とするが、このために、費用負担協議区間が長くなったり、あるいは多大の事業費を要する場合は、道路管理者側は極力事業費の節減を図るよう設計に考慮を払うものとする。

(16) 河川改修計画が当分なく、河川管理者が合併施工に応じられない場合で、河川管理者がビア式アバットを条件とする場合道路管理者は、ビア式アバットで施行するが、将来の「継足部」における費用負担は、本文2の特例費用負担方式の継足部によるものとする。その場合の現橋とは、道路管理者がビア式アバットの橋梁に改築した後の橋梁とする。

(17) 橋梁区分が複雑に混合している場合については、別記―3の算定式による。

参考図―1

潜水橋

(1) 現橋架設時の状況

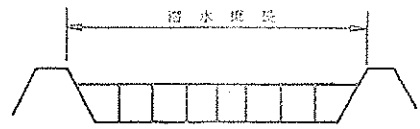

(2) その後河川の引堤が行われた現在の状況



(3) 費用負担する場合の延長区分

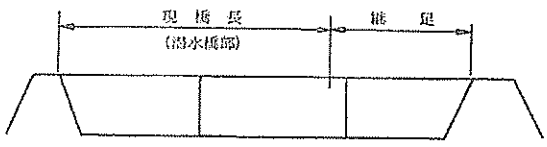

但し、現橋架設後、堤防が高上げされた場合は、現橋を潜水橋と見なさない。

(1) 現橋架設時

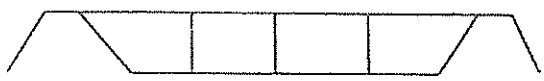

(2) その後堤防高上げされた現在の状況

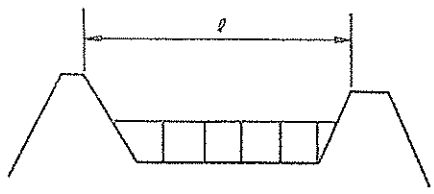

ℓ部分は潜水橋ではない。

参考図―二

現橋長のとり方

一(1) 現橋架設時の状況

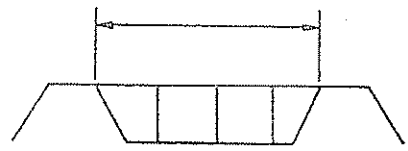

(2) その後河川の引堤が行われたが、現橋の継足が行われなかったため、現在の状況

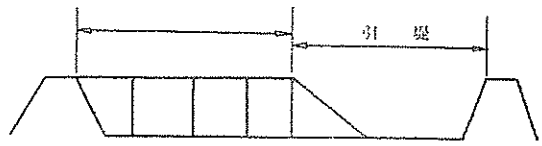

(3) 費用負担する場合の延長区分

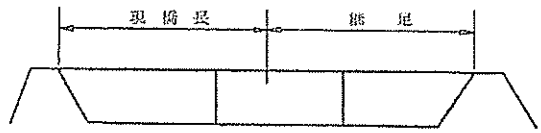

二(1) 現橋架設時の状況

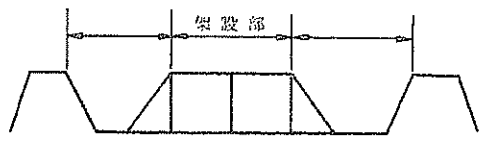

(2)　その後河川の引堤が行われ現在の状況

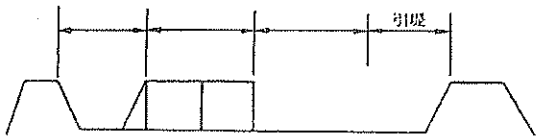

(3)　費用負担する場合の延長区分

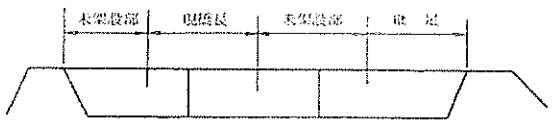

別記—一

災害復旧事業と合併して実施する場合

例—一　現橋が木橋でその一部が災害復旧事業で採択され、これに併せて2等橋に改築する場合

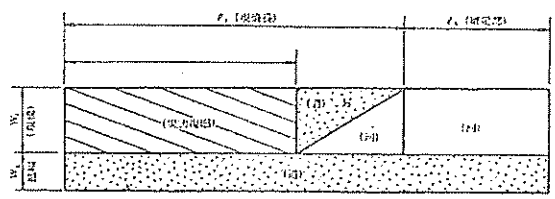

C……全体事業

Cd……災害復旧費

$$\text{河川管理者負担}=(C-C\alpha)\left\{\frac{(l_1-l_3)\frac{W_1}{2}+l_2W_1}{(l_1+l_2-l_3)W_1+(l_1+l_2)W_2}\right\}$$

なお、取付道路も同様の方式で算定する。

例—二　現橋の下部が永久構造で上部が木構造の橋梁が一部災害復旧事業で採択され、これに併せて一等橋に改築する場合

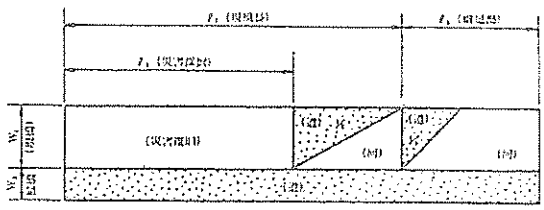

$$\text{河川管理者負担}=(C-C\alpha)\left\{\frac{(l_1-l_3)\frac{W_1}{2}+\frac{3l_2W_1}{4}}{(l_1+l_2-l_3)W_1+(l_1+l_2)W_2}\right\}$$

別記—二

二橋以上の橋梁を統合する場合

次の二橋を統合して、延長20m幅員6mの一等橋一橋に統合する場合

・現　橋

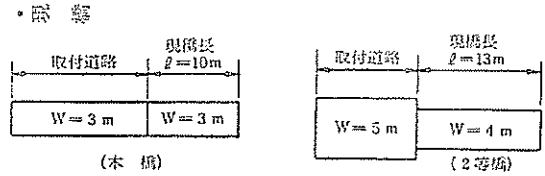

・新設橋梁（l=20m　W=6mの一等橋）

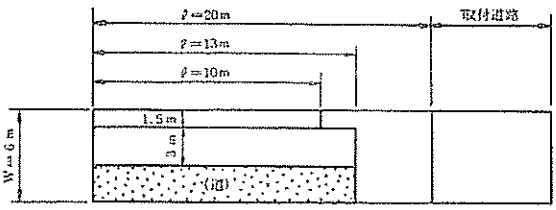

(1)　現橋長は、統合する橋梁のうち主体をなす橋梁の現橋長を適用する。

現橋長=13m　　継足部=7m

(2)　現橋長部の河川管理者負担幅員=Σ（それぞれの現橋幅員×それぞれの現橋河川管理者負担割合）

$$=\left(\text{木橋分}:3\times\frac{1}{2}\right)+\left(\text{永久橋分}:4\times\frac{3}{4}\right)=45\text{mm}$$

(注)　新設橋梁の幅員が、この値より狭い場合は、新設橋梁の幅員とする。

(3)　継足部の河川管理者負担幅員=Σ（それぞれの現橋幅員）=3+4=7mだが6m<7mゆえに6mとする。

(注)　継足部については、永久橋又は木橋を統合して、一等橋に格上げ改築する場合でも現橋長部について河川が負担すべきとした幅員を河川管理者負担幅員とする。

但し、新設橋梁の幅員が、この値より狭い場合は、新設橋梁の幅員とする。

(4)　取付道路部の河川管理者負担幅員=Σ（それぞれの現在取付道路の幅員）=3+5=8mだが6m<8mゆえに6mとする。

(注)　但し、新設橋梁の幅員が、この値より狭い場合は新設橋梁の幅員とする。

別記—三

橋梁区分が複雑に混合している場合

例—一　現橋が木橋と永久橋（二等橋）の混合橋を一等橋に改築する場合

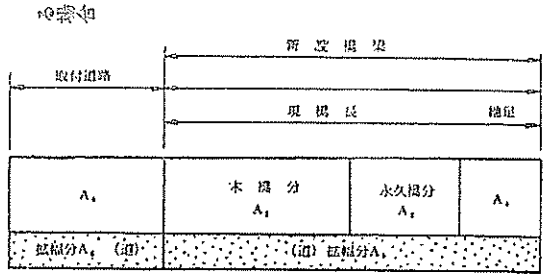

(1)　橋梁部分の河川管理者負担

$$\alpha=\frac{\frac{1}{2}A_1+\frac{3}{4}A_2+\frac{3}{4}A_3}{A_1+A_2+A_3+A_5}$$

河川土地と隣接する市町村道橋等の費用負担について(案)の解説

(2) 取付道路部分の河川管理者負担

$$= \frac{\alpha A_4}{A_4 + A_6}$$

但し

$$\alpha = \frac{\frac{1}{2}A_1 + A_2}{A_1 + A_2}$$

例一一 現橋が木橋と永久橋（二等橋）の混合橋を二等橋に改築する場合

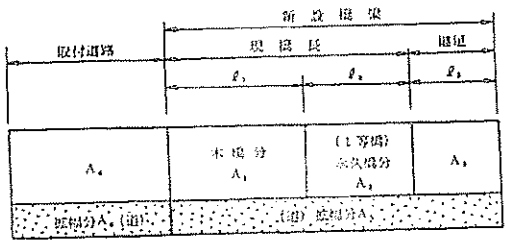

(1) 橋梁部の河川管理者負担 $= \dfrac{\frac{1}{2}A_1 + A_2 + \alpha A_3}{A_1 + A_2 + A_3 + A_5}$

但し $\alpha = \dfrac{\frac{3}{4}A_1 + A_2}{A_1 + A_2}$

(2) 取付道路部の河川管理者負担 $= \dfrac{BA_4}{A_4 + A_6}$ 但し $\beta = \dfrac{\frac{1}{2}A_1 + A_2}{A_1 + A_2}$

例一二 現橋が木橋と半木橋（下部が木構造で上部が永久構造）と永久橋（二等橋）の混合橋で、それぞれの幅員が異なるものを二等橋に改築する場合

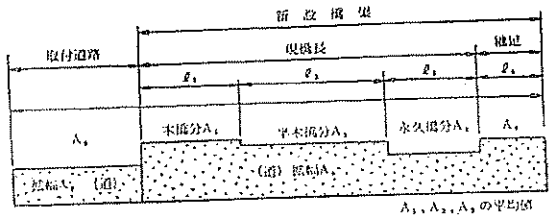

(1) 橋梁部分の河川管理者負担 $= \dfrac{\frac{1}{2}A_1 + \frac{1}{2}A_2 + \frac{3}{4}A_3 + \frac{3}{4}A_4}{A_1 + A_2 + A_3 + A_4 + A_5}$

但し $A_4 = \dfrac{A_1 A_2 + A_3}{l_1 + l_2 + l_3} \times l_4$

(2) 取付道路部分の河川管理者負担 $= \dfrac{\alpha A_6}{A_6 + A_7}$

但し $\alpha = \dfrac{\frac{1}{2}A_1 + \frac{3}{4}A_2 + A_3}{A_1 + A_2 + A_3}$

例一三 現橋が木橋と半木橋（下部が木構造で上部が永久構造）と永久橋（二等橋）の混合橋で、それぞれの幅員が異なるものを二等橋に改築する場合

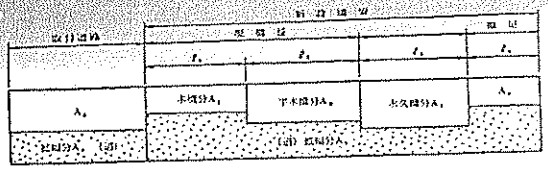

(1) 橋梁部の河川管理者負担 $= \dfrac{\frac{1}{2}A_1 + \frac{1}{2}A_2 + A_3 + \alpha A_4}{A_1 + A_2 + A_3 + A_4 + A_5}$

$\dfrac{A_1 + A_2 + A_3}{l_1 + l_2 + l_3} \cdot l_4$ 但し $A_4 = \dfrac{\frac{3}{4}A_1 + \frac{3}{4}A_2 + A_3}{A_1 + A_2 + A_3}$

$\alpha = \dfrac{\frac{3}{4}A_1 + \frac{3}{4}A_2 + A_3}{A_1 + A_2 + A_3}$

(2) 取付道路部の河川管理者負担 $= \dfrac{\beta A_6}{A_6 + A_7}$

但し $\beta = \dfrac{\frac{1}{2}A_1 + \frac{3}{4}A_2 + A_3}{A_1 + A_2 + A_3}$

八 道路橋（一般国道直轄管理）に係る応急対策について

（昭和五十四年十月六日 建設省河川局治水課長・道路局国道第一課長通達）

計画工作物の応急対策については、かねてよりその実施を図っているところと思われるが、このたび、道路橋（一般国道直轄管理）に係る応急対策について、別添のとおり定めを締結し、その円滑な実施を図ることとしたので通知する。

なお、応急対策によって実施した施設は河川管理者が河川管理施設として管理するものとする。

（別添）

道路橋（一般国道直轄管理）に係る応急対策について（通達）

（昭和五十四年十月六日 建設省道路局国道第一課長・建設省河川局治水課長通達）

このことについて、河川局と道路局は下記のとおり了解する。